

第4回にいがた食の安全・安心審議会議事録

- 1 開催日時 平成19年1月15日（月）午後1時30分～午後3時40分
- 2 開催場所 新潟県新光町4番地1 県庁西回廊 講堂
- 3 出席者 別紙の名簿のとおり
「にいがた食の安全・安心審議会」委員15名のうち、2名の委員が所用により欠席
特別委員のうち遺伝子組換え作物に関する専門部会長が出席
- 4 議 題
にいがた食の安全・安心基本計画（案）について

5 審議内容

飯田生活衛生課長から、遺伝子組換えイネの試験栽培についてご報告いただくため、遺伝子組換え作物に関する専門部会の福山部会長から出席いただいていること、遺伝子組換え作物の交雑防止措置等の調査審議がないので他の特別委員の出席がないこと、審議会が、にいがた食の安全・安心審議会規則第3条第2項に基づき、過半数の委員の出席により成立していることが確認され、会長あいさつの後、次第に沿って進められた。

【楠原会長】

まずは事務局から4点ほど報告事項がありますので、報告をいただき、それぞれ質疑の時間を設けたいと思います。

始めにパブリックコメントの実施結果と県民電子会議室の実施状況について、共に基本計画に関連がありますので一括して報告をお願いします。

《報告事項 パブリックコメントの実施結果について》

《報告事項 県民電子会議室の開催と実施状況について》

【事務局 福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係 遠山主査】

それでは、にいがた食の安全・安心基本計画案についてのパブリックコメントの結果についてご説明いたします。

前回の10月の審議会のご意見を踏まえて修正した計画案について、11月24日から12月25日までの約1ヶ月間、広く県民から意見を募りました。

その結果、7つの団体、個人から31件の意見が寄せられました。

それらの意見対し、県の対応案をまとめたものが、資料3「パブリックコメントでの県民意見と県の対応案」です。

この表では、いただいた県民意見について、基本計画に反映したものは、右端にローマ

数字でⅠを、一部反映したものがⅡ、すでに基本計画に書かれていたものはⅢ、今後の検討課題とするものはⅣ、その他記述の変更がないものはⅤというかたちで整理してあります。

この資料は、若干の変更はございますが、事前に送付させていただいたものですので、簡単に説明させていただきます。

意見の1、食品安全GAP認定マークをつくったらどうかのご意見であります。すでに民間主導で認証も行われていることから、県としては制度の周知、啓発、普及に努めたいとのことです。

意見の2、26、29は遺伝子組み換え食品の不安解消や表示についてのご意見ですが、安全性や流通、表示のルールづくりについては、国において専門家による検討を踏まえて行っているところであり、県としては、計画案に盛り込んであるとおり、制度の普及啓発やリスクコミュニケーションの取組を行うこととし、記述の変更はしないこととしました。

意見の3、12、13、19の食育に関するご意見ですが、現在新潟県食育推進計画を策定中であり、その計画をつくっていく中で対応を十分検討し、本計画にも反映させていくこととし、今後の検討課題とさせていただきました。

意見の4、5、6、7、10、12は、用語の使い方についてのご指摘ですが、わかりにくい言葉や誤解を招くものは改めることとし、用語定義のはっきりしているものはそのままとしております。

意見の8、9については指標の根拠がわからないのご指摘であり、用語説明の中で、若干解説を加えることとしました。

意見の11、30、31は危機発生時の情報提供についてのご意見です。この部分は県としても重要と考えており、計画案の記述について、マスコミへの協力要請と積極的な情報発信という言葉に改め、より積極的な内容としました。

意見の14と21は、消費者が自ら行う食の安全・安心に関する取組に対し、県として支援してほしいのご意見ですが、県としても大変重要な視点と考え、計画案の41ページ、施策13「消費者、食品関連事業者、県の相互理解の推進」の中に「取組4」として、「消費者が自ら行う食の安全・安心に関する取組に対する支援」という項目を追加し、意見を反映いたしました。

意見の15は、キャッチフレーズについて説明の記述が必要とのご意見です。計画案の4ページに新たにキャッチフレーズという項目を起し、解説を加えたところです。

意見の16、18は、事業者が行う検査や相互理解を深める取組について経費負担を求めるものですが、事業者が主体的に取り組むものであり、県としては情報提供や講師の派遣など側面からの支援を行うこととし、特に記述の変更はしないことといたしました。

意見17、23は県の試験検査体制の強化や検査数を増やして欲しいとの内容ですが、これまでも体制を強化し検査数も増やしてきたところであり、今後は検査の効率化などの工夫を行っていくこととしております。

意見の20は、輸入食品の検疫体制の強化を国に要望して欲しいとの内容ですが、計画では必要に応じて施策の提言を行うこととしており、特に記述の変更はしないこととしました。

意見の22は食の安全・安心戦略会議を定期開催にすべきとの内容ですが、現行でも課題に応じてフレキシブルに開催できる体制であることから特に変更しないことといたしました。

意見の24食品輸送者への対応、意見の25畜産農家への指導、意見の27有機農業の推進、意見の28県内外の消費者への情報提供の推進については、県の施策へのご意見であります。現在基本計画案の中に盛り込まれている内容で対応可能なものであり、特に記述の変更はいたしませんでした。

なにぶん盛りだくさんの内容で、おおまかな説明となりましたが、パブリックコメントでの県民意見と県の対応案についての説明を終わります。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係 田浪主任】

引き続き県民電子会議室の開催と実施状況について資料4により説明させていただきます。

県民電子会議室については、前回の審議会の時点では開催を見送るとの方針でしたが、より多くの県民の皆様のご意見を伺うべきとの判断から、急遽実施することとし、委員の皆様にもお知らせしたところです。

県ホームページの中に新しく電子会議室のコーナーができて、その中の一つとなっております。会議室は12月10日からお正月も含めて開設しており、1月22日までの予定となっております。

会議室の進め方としては、4つの期間に区切って、テーマを基本計画案の施策にあわせて切り替えながら進めています。

参加登録者は14名ですが、県職員を除いた一般参加者は6名となっております。発言数は今日の段階で56件ですが、一般の方で発言された方は3名だけという状況です。

この会議室は結論を出すようなものではありませんので、あくまで参加者同士で話を進めてほしいと考えております。

続いて今までに発言頂いた主な意見ですが、まず、「食について」ということでいくつかの意見をいただいております。

食の基本は、自分や家族が口にするということを大前提とすべき、生命を維持するだけのものでないとの意見もありました。

「基本計画全体」については、「農業」と「環境」への配慮について、条例よりも、踏み込んだ内容して欲しいとか、県民アンケート調査報告書を有効活用すべきなどの意見がありました。

施策1「安全で安心な農作物等の提供の推進」では、有機農業の推進や環境保全型農業についてのご意見がありましたが、パブリックコメントでも同じ意見が出されているものでした。

施策2「安全で安心な畜産物の提供の推進」では、薬剤耐性菌を作らない畜産技術の開発が急務とのご意見をいただいております。

施策4「安全で安心な加工食品の提供の推進」では、HACCPでも基準値をクリアした後の方が、大切とご意見がありました。

施策6「遺伝子組換え作物の他の作物との交雑・混入の防止」では、県が検査をやって

いることは、ほとんど知られていないので、やっていることもPRが必要とのご意見でした。

施策8, 9のご意見は、パブリックコメントでも同様の意見をいただいておりますので、ここでの説明は省略いたします。

施策11「県からの情報提供」では、県民アンケートについて、個人の自由意見等の中から拾い出す等の加工も必要との意見や、希望は少なかったが「消費者団体の育成」はもっと重要と思うとの意見もありました。

施策13「消費者、食品関連事業者、県の相互理解の推進」では、もっと生産者や製造者からの情報を公開してほしいとの意見や、意見交換会は、新潟市、長岡市、上越市だけでなく小さい町でもやってほしいとの意見がありました。

施策20「環境保全施策との連携等」では、転作や減反施策している水田を、CO₂（二酸化炭素）の削減に貢献する青刈り田にできないか、あわせてケナフを活用すればさらにCO₂の削減につながるとの提案がありました。

その他の意見としては、県のホームページをもっと見やすくして欲しいとか、ゼロリスク症候群に陥りがちとか、遺伝子組換え食品やクローン動物のなど何でも流通させるのはいかがなものかなどの意見がありました。

会議室も、残り1週間ですので、議論のまとめに入って、終わったあとは、審議会へ内容について情報提供したいと考えています。

以上で説明を終わります。

【楠原会長】

パブリックコメントでの県民意見と県の対応案や電子会議室の実施状況について報告がありました。何かご意見、ご質問ありますか。

パブリックコメントでも様々な意見が出ていて、県の対応案が示されていますが、あれでよいのでしょうか。

県民電子会議室は、1月22日まで開催しているとのことですが、今後とも発言が増えてくることも考えられます。事務局では、電子会議室を閉じた時に、寄せられたコメントを基本計画案に盛り込むことも考えていますか。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係 田浪主任】

意見の内容によっては、検討の上、パブリックコメントと同様に基本計画案に盛り込む方針です。

【楠原会長】

電子会議室での発言内容などの情報はいただけるのですね。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係 田浪主任】

審議会の皆様に十分に情報提供いたします。

【楠原会長】

わかりました。ご質問ありますか。

【滝山委員】

パブリックコメントの意見24番に包装の破損や物流についてのものがありました。これは、これまで基本計画の中になかった観点ではないでしょうか。確か東京都の計画では食品そのものだけでなく、販売する時の包装や容器の安全・安心についても、かなり細かく見えています。今から大幅な変更は難しいとは思いますが、包装・容器についても、食の安全・安心で対応することを今後の課題として欲しいと思います。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係 遠山主査】

容器包装につきましては、食品衛生法で規制がありまして、安全性はこの枠組みの中で確保されており、現計画の中で十分安全が担保されております。ただ、容器包装の廃棄やリサイクルの部分は現行の計画に書かれておらず、今後の検討課題となるかもしれません。

【滝山委員】

スーパーなどでの塩ビの問題も入っているのでしょうか。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係 遠山主査】

容器包装の安全確保は、計画にははっきり書かれていませんが、安全で安心な食品の提供の一環として、施策4、施策5の中で対象となっており、食品の取締の範疇に含まれています。

【滝山委員】

了解しました。

【高橋委員】

平成17年の条例制定の時も県民電子会議室、パブリックコメントを行っていますが、今回の電子会議室の1月15日現在の14名という参加者は、その時に比べて増えているのでしょうか。

食の安全に関する県民の意識、気運を高めていかなければならないと思うのですが、条例を作ったり、審議会も報道されたりしていますが、県民の気運が高まっていると感じられません。大きな課題と感じられますがいかがでしょうか。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係 田浪主任】

おっしゃるとおりです。

条例策定時の電子会議室は意見が161件、登録者数も70名であり、今回は登録者、発言ともに非常に少ない状況です。

パブリックコメントは、件数的には前回の方が若干多いのですが、条例制定時は、遺伝子組換え作物の問題が盛んでしたので、その意見だけで3分の2を占め、条例本体に対す

る意見は少ない状況でした。計画や県の取組全体への意見という意味では、今回の方が数が多く、多岐にわたる内容でした。

【柳田委員】

容器包装の廃棄の部分なのですが、今、県では環境基本計画も作っていて、その中で消費者の方へきちんと廃棄の手順を守るという部分が盛り込まれると思います。

食の基本計画にも施策の20の消費者の責務の中で、消費者は食の安全を求めるのであれば、自らも環境保全、水環境を守ったりという部分も盛り込んだらうまいくと思います。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係 遠山主査】

食の安全・安心基本計画は、食の安全特化した計画であり、大きくは触れていませんが、施策20の中で、事業者はもちろん消費者も環境保全に配慮した行動をとるよう記載しています。廃棄物や廃水処理などは、別途策定される環境基本計画の中で具体的に記述すべきと考えています。

【楠原会長】

県民から出た意見は、基本計画に盛り込み、記述を追加変更したとのこと。電子会議室については、22日まで開催していますが、出てきた意見については、私たちの方にも情報提供があるとのこと。

パブリックコメントと県民電子会議室の件については、以上でよろしいでしょうか。

次に、報告事項3、遺伝子組換えイネの試験栽培について、福山部会長から報告があります。

《報告事項 遺伝子組換えイネの試験栽培について》

【福山委員・遺伝子組換え作物に関する専門部会長】

資料5をご覧ください。遺伝子組換えイネの試験栽培について報告します。

報告書の主な内容は上の囲みの部分です。

まず1つめは、北陸研究センターから届出のあった遺伝子組換えイネの開放系試験栽培について、書面により遺伝子組換え作物に関する専門部会で調査審議を行い、「届出内容は妥当」と取りまとめ、この審議会でもご了解いただきました。

2つめは、試験栽培において、専門部会で複数回にわたり現地調査等を行い、交雑・混入防止措置などが計画どおりに行われていることを確認しました。

3つめは、9月28日付けで北陸研究センターからはモニタリング調査の結果「交雑が認められなかった」旨が県に報告された。

これらのことを踏まえて、専門部会といたしましては、今年度行われた実験は適正に実施されたものと判断しております。

つぎに、専門部会での審議等の経過についてご報告申し上げます。

6月12、22日に北陸センターから出された書類の内容等について調査審議を行い、7月13日の審議会に報告し、届出内容は妥当と取りまとめたところです。

9月11日に第3回の専門部会を開いて、8名の委員のうち5名の委員が参加して、北陸研究センターの現地調査を行っております。

10月24日には、遺伝子組換えイネの収穫作業があったわけですが、私の方で立会調査をいたしました。

その他といたしまして、9月8日の交雑を確認するためのモニタリングイネの収穫、9月22日のモニタリングイネの分析調査に、県職員が立ち会って確認をしております。

次に、資料にも北陸研究センターからの報告等が書いてありますが、9月28日、条例に基づくモニタリング検査でも交雑は認められなかったとの報告が県にありました。12月1日には、国の実験指針に基づくモニタリングの結果、交雑は認められなかったと北陸センターがプレス発表しています。

その他若干補足いたしますと、7月21日に田植えがありました。私も現地で確認作業をしていました。どしゃ降りの中、20数名の方が視察に来られていましたが大きな混乱はありませんでした。

この試験栽培にあたって一番気を遣っているのは、交雑や混入が本当はないかどうかです。一般農家がつくっているのと同じ出穂開花日のイネに対して、組換えイネから花粉の混入がないかがモニタリングの大きな視点でした。今回、モニタリング用モチ品種の出穂開花日は、一般農家のコシヒカリと同じ8月10日でした。一方遺伝子組換えイネの出穂開花日は8月31日でした。県としては57メートルプラス出穂期を2週間以上離すことを条例で定めておるわけですが、実際には3週間離れたわけで、条例の条件は守られていました。北陸センターが県に出した「交雑はなかった」との報告書の内容については、ホームページでも公開されておりますし、34,854粒調べて交雑はなかったと言うことです。

モチ品種でモニタリングしておりますので、仮に交雑があれば半モチといいますか、色が違うお米になります。北陸センターは国にも報告しているわけですが、その他のモニタリングも含めて190,400粒の中で交雑したものは認められなかったとのことです。

ということで、今年の遺伝子組換えイネの試験栽培は、県条例に基づき適正であったと判断しております。

なお、GMの実験は、1年以上前に国に届け出るようになっておりまして、現段階で届出は出ていないようですので、来年は実験をしないものと考えられます。

以上で報告を終わります。

【楠原会長】

ありがとうございました。

遺伝子組換えイネの試験栽培は、県条例に基づき適正に行われたとの報告が福山部会長からあったわけですが、何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。

(質問・意見なし)

なければ、次に新潟県食育推進計画の策定状況について、事務局の方からお願いします。

《報告事項 新潟県食育推進計画の策定状況について》

【桑原健康対策課長】

健康対策課長の桑原でございます。

食育推進計画につきましては、食の安全・安心基本計画と平行して年度内に策定すると言うことで作業中であります。本日は資料6で食育推進計画の策定状況についてご報告させていただきます。

食育推進計画は、平成17年7月に食育基本法が成立しまして、この法律の中で都道府県などの地方公共団体は食育推進計画の策定に努めるとの努力義務が課せられました。

国は、法に基づく食育推進基本計画を平成18年3月に定めておりまして、この中では平成22年度までに100%の都道府県が食育推進計画を策定するとされておりまして、市町村についても50%以上の市町村での計画策定を目指しております。

当県としましては、18年度中に計画を策定し市町村に示して、市町村での計画推進に資するよう考えています。

策定作業の状況であります。11月20日に計画の構成案、骨子案のようなものですが、協議会で議論をしていただいております。その中での意見を基に12月25日には素案のたたき台を協議会にお示しし、様々な意見をいただきました。

現在それらの意見により、素案の修正作業をしております。今週中くらいには素案を広く県民の皆さんに見ていただいて、ご意見をお聞きし、計画案へと詰めてまいりたいと考えております。

そこで、広く一般県民のご意見を聞く機会と食育に関係する団体から意見を聞く機会を資料のとおり設定しております。

一般県民を対象とした、県民意見交換会は、1月23日は下越地区、隣の自治会館で、1月25日は上越地域振興局で、1月26日は長岡地域振興局でそれぞれ午後から開催することとしています。

電子会議室については、県のホームページを介した意見交換の場ということで、本日から2月9日まで開催する予定としております。

食育関係者、関係機関、関係団体意見交換会は、福祉保健分野、農林水産分野、教育分野ごとに関係機関と意見交換を行うこととしております。

地域食育ネットワーク会議については、県の保健所単位で関係者に集まっていただいて食育推進のために連絡調整などしていただくものです。

これらから、様々なご意見をいただきまして、2月半ば頃までには「食育推進計画案」とし、パブリックコメントを3月上旬まで行い、最終的なご意見を伺って、3月中には最終案を決定したいと考えております。

【楠原会長】

食育の計画はただいま進行形でありまして、年度内には策定したいとの話でありました。

こちらで検討している食の安全の基本計画とも深く関係しているわけですが、何かご質問ありませんか。

数値目標などは、この食育の計画の進捗によって数字が入ってくることもあると思いま

す。この審議会からも3名の方が、食育の協議会の委員を兼務されております。

(質問・意見なし)

ご質問ないようですので、ここで休憩を入れたいと思います。審議再開は14時30分としたいので、それまでにお集まり願います。

(休憩)

《議題 にいがた食の安全・安心基本計画（案）について》

【楠原会長】

再開します。それでは、これより審議に入りたいと思います。
始めに、飯田課長より諮問の申し出がありますので、お受けします。

【飯田食の安全・安心戦略会議議長（生活衛生課長）】

(諮問書を読み上げ、楠原会長に手渡し)

【楠原会長】

ただいま泉田知事より諮問のありました「にいがた食の安全・安心基本計画（案）」について審議します。

今回諮問のあった基本計画案については、今までたびたび説明を受けてきましたが、前回の審議会委員の意見に対する県の対応について資料がございますので、事務局から説明をお願いします。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係 遠山主査】

それでは、10月24日の第3回審議会において、委員の皆様からいただいたご意見についての、基本計画案への反映状況についてご説明いたします。

資料2では、前回の審議会でもいただいたご意見を簡単にまとめ、意見を左に、対応を右側に書きました。これらのご意見については、11月下旬から実施したパブリックコメントの際に公表した資料でも、すでに変更済みとさせていただいております。

記述の変更点について、資料1「にいがた食の安全・安心基本計画（案）」により改めて説明させていただきます。

意見の整理番号1から3は成果指標についてのものです。この部分は基本計画（案）3ページ、成果指標の意味や数値の把握方法などの記述を加えました。

意見の4、5はアンケート調査などについての内容でした。これは41ページの施策13

の取組1の中に記述を加えました。

意見の6は消費者も安全のコストを担うことを明確にするとのことでしたが、計画案の10頁から18頁、施策1から4の消費者の役割にコスト負担の記述を加えました。

意見7と12は指標を追加してほしいとのことでしたが、施策8に「食品表示ウォッチャーの活動による調査店舗数」、施策12に「学童等体験活動参加者数」の指標を追加しました。施策14にも指標を追加してほしいとのご意見もありましたが、関係課で協議いたしましたが、適切な指標を設けられず、追加できませんでした。

意見8は消費者への情報提供は、食品を購入する場所でやるべきとの意見ですが、計画案の36ページ、施策11の取組4として新たに「食品販売店舗や飲食店を活用した情報の提供」という項目を追加しました。

意見9、10は農業体験により食や作った方への感謝の気持ちを育むことも大切とのご意見ですが、39ページに施策12の取組5として「農業体験を通じた消費者への情報提供」という項目を追加し、ご意見を反映しております。

意見11は流通販売段階での事業者から消費者への情報提供について書き加えてほしいとの内容ですが、施策12の食品関連事業者の役割の中に記述を加えました。

ここで、ご意見をいただいた項目ではありませんが、事務局内で検討して記述を変更した点についてご説明いたします。

これまで施策1から20のタイトルは、条例の条文の見出しをそのまま使ってきましたが、取組の内容にあわせ、わかりやすいようにいくつか変更しております。

施策1から4、12、13のタイトルについて、促進という言葉を進捗に変更しました。

例をあげると、施策1は「安全で安心な農作物等の提供の促進」となっておりましたが、県がより主体的に、積極的に関わるという姿勢を示すため、促進という言葉に改めたものです。

また、より取組内容に近いものとするため、施策の11は、「県からの情報発信の強化」に、施策の14は「自主基準の設定及び公開の推進」に、施策16は「食の安全・安心に係る施策の申出制度の普及」に、施策17は「食に起因する危害情報の申出制度の普及」に、施策18は「国や他の自治体との協力体制の整備」に、施策20は「環境保全に配慮した事業活動の推進」にそれぞれ改めました。

ここで、少し説明が足りない部分がありましたので、電子会議室での県民意見の取扱いについてご説明いたします。

電子会議室は、現在も開催中でございます。そして、今ほど県から審議会に対しまして、にいがた食の安全・安心基本計画（案）について諮問させていただき、審議をお願いしたところです。今後は、審議会の委員の皆様、電子会議室において出された意見、内容について十分に情報提供いたしますので、審議会での議論の材料にさせていただきたいと思っております。あと1週間で電子会議室も閉鎖となりますので、内容は早めにとりまとめてお送りしますので、十分議論にご活用いただきたいと思います。併せて説明をさせていただきました。以上です。

【楠原会長】

ありがとうございました。それでは、この基本計画についてご質問ご意見を賜りたいと思います。

先ほどの説明の中で少し心配なのが、食育推進計画の策定が少しずれていて、3月になるとの話がありました。現在その食育の計画との関係で取組指標の目標値などは空欄となっておりますが、それができあがった段階で、45ページの施策15「食育の推進」の部分ですが、県の取組や関係者の役割などは変わってくるということはあるでしょうか。事務局で説明願います。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係 遠山主査】

県としては、施策15「食育の推進」の部分は食育推進計画との整合性をとる必要があることもあり、取組方針をズバリ「新潟県食育推進計画に基づき食育を推進します。」としております。食育推進計画の策定により、安全・安心の基本計画が影響を受けないとは言えませんが、大きく変更することがないように、県の取組1、2ともに、大きい枠組みでの書き方となっております。

ここで、食の安全・安心基本計画と食育推進計画の役割、切り分けについて、改めてご説明いたしますが、本来食育の概念というものは、非常に幅の広いものであると考えておりまして、食育推進計画では広い概念の食育の推進について書いていくこととなります。

一方、食の安全・安心条例で扱う食育というものは、安全・安心をすすめるための食育というとらえ方になると思いますし、食育の中の狭い概念でとらえております。

この食の安全・安心基本計画では、食の安全・安心をすすめるための食育に特化して行うという整理をしております。

食育推進計画を策定している事務局と、私たち事務局の間では、常に連絡を取り合って策定をすすめているおりますので、内容に齟齬が生じたりすることはないと考えております。

【楠原会長】

何かご意見ありますでしょうか。

【長嶋委員】

食育の部分についてですが、私も学校給食に関わっていますが、この部分の整理が必要だと思います。今、指標に地場産の食材の割合が入っています。それも大事なんですけど、安全な学校給食という観点で、給食には食材の選定基準が決められています。学校給食は安全ですか？というPTAの方々の疑問に答えるには、「学校給食ではこういう基準で食材選定をしています」などの部分を計画の食育の部分に書くと、より給食の安全・安心に関わるものと思います。

学校や保育園などに食材を納入している関係で依頼があり、そんな話を実例をあげてしたこともあります。

食の安全・安心基本計画では、安全安心に特化した食育推進について、はっきりそのように書けば、もっとわかりやすいものになると思います。

食育は幅の広いものでどこからでも取り組めるようなものですが、この審議会という食育の範囲をわかりやすいかたちで説明したらいかがかと思います。

【楠原会長】

事務局、いかがです。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係 遠山主査】

この審議会の中でも、扱う食育の範囲などがわからないとのご意見ですので、この計画で扱う食育の範囲や目指すところなど説明する必要があると思います。

計画完成の段階までには、県民の皆様が読んでわかるものにしなければなりませんので、食育推進計画とこの計画との関係やここで扱う食育の範囲などわかりやすいものにしたいと思います。

【楠原会長】

この部分は、食育推進計画がある程度できてきてから審議しなければならないと思います。次に意見ありますか。

【村山委員】

今の食育関連ですが、そうなってくると、食育関係の指標ももう少し変わってくるものと思いました。

パブリックコメントの中でも、朝食の欠食率の指標は唐突だとの意見がありましたが、食の安全・安心に特化するのであれば、指標は検討する必要があると思います。

【楠原会長】

食育推進計画との関係もありますが、食の安全・安心を表すものがふさわしいのはいかがでしょうかとの村山委員からの意見に対して事務局どう考えますか。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係 遠山主査】

指標については、今後も変更もあるものと思いますが、審議会の方でも十分ご審議いただければと思います。

【藤井委員】

指標について検討いただけたらと思います。この基本計画は通常の行政の計画と一つ違っているところがありまして、大抵の計画は、行政がどういう事をやるのかを行政が決め、それに対してどう実施され、どのような効果があったのか見て閉じるというものです。

この基本計画は、食品関連事業者、県民、消費者まで含めた共同体として全体でどのくらい計画が遂行されて実効あるものだったかというところまで持っていく必要があります、県だけで判断できる指標と県民の責務がどれくらい達成されたか、例えばコストに対して理解が深まったとか、安全・安心に対して関心を持つ頻度やレベルが高まったかというところまで考えなければならない所が通常の計画と違うところです。

一つの指標としては、県民から県の食の安全・安心に関するホームページにどれくらいページビューがあつて、その数が月々増えていくのかどうか、いろいろなイベントを増やして啓発していく中でページビューが増えていくというのは、それだけにとられるわけにはいかないと思いますが、指標の一つ加えてはどうかと思います。

食育と安全・安心の区分けが必要だ、というところは重要なポイントだと思います。条例第17条で、食育とは、「食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。」とされており、これが達成されれば安全・安心に関心持つ人は劇的に増えるわけで、ホームページビューも劇的に増えることが想定されます。これは、安全・安心の情報発信の土俵を整えることと、県民のみなさんに意識を高めて活用していただくアクティビティとして、食育による啓発はかなり連動するものと思います。食育が進展すれば安全・安心の評価も高まる、といった関係だと思いますので、指標の部分でも食育と連動するようなものがあればいいと思います。

【楠原会長】

事務局いいでしょうか。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係 遠山主査】

県のホームページビューの指標は、施策11「県からの情報発信の強化」の部分に、県ホームページ「食の安全インフォメーション」閲覧数として載せてありまして、この計画では2倍、3倍に増やしていこうということにしております。

【楠原会長】

食育の推進の部分につきましては、進め方も含めてまたあとで皆さんにご相談させていただきます。

他にご意見ありませんか。

【滝山委員】

取組指標は取組そのものの強化にもつながる重要なポイントだと思います。取組指標が全ての施策に設定されているわけではないところが少し心配です。

それは置いておくとしても、取組指標を考える場合に、その前にある県の取組に対応させたかたちで取組指標をつくっていく事が大切だと思います。

例えば、施策12「食品関連事業者から消費者への情報提供の推進」では取組指標として「学童等体験活動参加者数」があげられており、おそらく対応している取組は今回追加された県の取組5「農業体験を通じた消費者への情報提供」だと思いますが、指標では何の体験活動なのかわからないものになっています。

また、この部分で県の取組として1から4までいろいろ書かれていますが、これらの取組の中で何かデータ化したものがあれば、それも取組指標として取り上げる事ができるのではないかと思います。

関連して施策11「県からの情報発信の強化」としていろいろな取組が示されており、その指標としてホームページ閲覧数、メールマガジン登録者数、情報が十分提供されている

と感じる県民の割合などがあって、これはこれでよいのですが、結果はあまりでなくても、ここまでは努力したというような努力の目標も指標にあげてもいいのではないのでしょうか。結果が出なければ動きが取れないということだと、やりがいにつながらないし、たとえ結果が出なくても、努力目標的なものを取組指標に加えることも、やる気とか安全・安心への意欲を高める上で必要ななと思いました。

【福山委員】

今のご意見に関連して、施策10「研究開発の推進」での取組指標「環境保全型農業の推進に向けた取り組む研究課題数」が、現状では11課題、平成24年も11課題となっており、同じ数を置くというのは、県の取組方針や様々な取組がある中で、どのように目標値を設定すればよいかはわかりませんが、同じ課題数というのはどうかと思いました。

【楠原会長】

取組目標についての今のご意見に対して事務局の方から何かありますか。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係 遠山主査】

指標については、県庁内の作業部会の中で相当議論をした上で現在に至っております。

確かに、数値目標がない部分があったり、目標が現状と同じでいいのかというご意見はこれまでの審議会でも何度かいただいております。その都度何かよい方法、指標はないかと検討してきたわけではありますが、なかなか努力目標にせよ数値目標にせよ今より明らかに増やすとか増えるといった目標が設定できない場合や、増やすといっても根拠がない場合も出てきます。

現状既にやっている事については、それを維持していくことも大切なので、今より落とすことはない、今後とも進めていくという意味で現状維持の指標も入れてあります。食の安全・安心の取組は、各々担当ごとにこれまでも取り組んできていますので、維持の指標になる場合もあると考えています。

今回の御意見は御意見として受け止めさせていただきますが、これまでも指標の設定については内部での議論を重ねてきたところですので、新しい切り口、新機軸での指標設定の御意見などあれば聞かせていただき、さらに検討を進めたいと考えております。

【楠原会長】

取組目標というものは、最後は評価に使われるものですし、達成できるかどうかもお大切です、設定に慎重になる部分はあると思います。

【重野委員】

それぞれの施策の中で、行政の取組、関連産業の取組、消費者の役割があって指標と大きく関わっているわけですが、行政や関連産業の取組は追跡できるのですが消費者の部分のチェック、点検をどうされるのか。消費者の部分をどんなかたちで集約するのか、非常に重要だと思いますのでその体制もお聞きしたいと思います。

また、食育推進計画と比較すると食育の方が比較的わかりやすいと感じます。この計画

は用語説明が非常に多くてとても固いイメージがあります。用語説明が35あるが、用語説明が必要な言葉をこんなに使わなければならないのか、本文の中に入れられないのか、非常に固い感じがするのですがいかがでしょうか。

【楠原会長】

計画が固い印象とのご意見と、消費者のチェックについてのご意見ですが事務局説明ありますか。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係 遠山主査】

消費者に対する取組としては、施策の11、12、13になります。県からの情報発信、食品関連事業者からの情報提供、それと3者の相互理解です。この取組などによって、消費者がどう行動したか、という部分をどうやって評価するかという意味だと思います。

消費者の行動を評価する事は確かに難しいとは思いますが、例えば県民意見交換会への一般参加者が増えるとか、県のホームページビューが増えるというのも、県民の方々に行動が起きている指標になるかもしれませんし、県が出前講座に呼ばれる回数が増えることも、食の安全・安心の取組が進んでいるとも考えられます。

県民アンケートについては、今後とも継続して実施することとしており、そこでの回答内容などにも現れてくるものと思います。

個々の消費者の行動を追跡する事は大変難しいとは思いますが、いま申し上げた内容で把握したいと考えており、今回お示しした指標を設定しています。

食育推進計画に比べて内容が固く感じるとのご意見ですが、最終的にはもう少しやわらかいものにしたいと考えております。

計画書になる段階では、写真や図表を加えて読みやすく、レイアウト等にも工夫をして見やすいものにしていきたいと考えています。今は文章だけの構成でビジュアル的に弱いと考えており、最終的に印刷する段階で十分工夫したいと考えています。

【村山委員】

この計画は県民の役割も書いてあり、県民に自分の役割が伝わらないと意味がないので、リーフレットなどを作って消費者、県民、事業者にも計画自体が行き渡るような仕掛けを考えてほしい。

二点目は、指標として「県から食の安全・安心についての情報が十分に提供されていると感じる県民の割合」というものがあって、これは計画の目標にもつながっていく大事な指標ですが、これは現状値の0.4%を平成20年には10%とかなり飛躍的に伸ばさなければいけないと思うんですが、目標の量に対して取組がこれでいいのかというと、ちょっと自信がない、委員としても自信がないところなのですが、その辺の県の目算と言うのは何かあるのでしょうか。これまでやってきた取組がよくわかっていないので、今までの取組にこれを加えたらどれくらい伸びる、というような設定をされていると思いますがその辺の説明をお願いします。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係 遠山主査】

この項目でのアンケート調査は今年度が初めてで、その結果、十分に提供されていると感じる県民は0.4%でした。この数値を伸ばしていく指標値を検討する段階において、どの取組で何%増加が見込まれるなどの根拠立てた計算は行っておりません。

現状値0.4%から10倍に伸ばすという指標を設定しても、結果は、十分に提供されていると感じる県民は最終年でも4%ということになります。基本計画は県民に安心感を与えるために策定しているものであり、目標が4%では県の姿勢も問われると思います。

正直言えば40%の目標値に明確な根拠はありませんが、県として前向きな姿勢を示し、計画の中に数値目標を掲げ、取組を打ち出していく、そんなかたちで進めていこうということです。

【村山委員】

私も数字は大変すばらしいと思います。意欲の見えるものですが、ただ、取組内容がこの目標値に見合うものか心配です。おそらく中間で評価をする際は、この取組では目標値に届かなかったという場合に、もう少し取組を増やしたり、やり方を変えたりすることになるのですが、ここの部分については、今後の課題として考えていただきたいと思います。

【楠原会長】

そろそろ予定の時間が迫ってまいりました。本日の審議内容で、あと残っているのが電子会議室と食育の部分です。様々な意見はございましたが、あとは紙面審議ということで、お諮りして、県知事宛に答申をしたいと考えておりますが、この辺の扱いについてご意見をいただきたいと思います。食育推進計画の大まかな線が出てくるのは、3月上旬のことですので、それを受けて、もう一度審議会を開催すべきか、それとも紙面審議とするかご検討いただきたい。

【藤井委員】

判断は会長にお任せしたいと思います。

数値目標等の部分は、食育という活動がどれくらい進展するかに大きく依存すると思います。食育が進んで啓発された方が増えれば、安全性についても関心が高まるはずです。

食育計画と食の安全計画はバランスよく補完的な役割を果たすのが重要になり、うまく補完できていれば、相乗効果で食の安全も進むものと思いますのでこの一言を言わせていただき、判断は会長に一任したいと思います。

【楠原会長】

私の方でとりまとめるということによろしいでしょうか。

(全員了解)

ありがとうございます。

それでは、食育推進計画ともうまく連携できるかたちでとりまとめをさせていただきたいと思います。

皆さんには、食育推進計画や電子会議室、それと食の安全・安心基本計画の修正についての資料などを随時お知らせし、答申までにはご了解をいただきたいと考えておりますが、このようなかたちでよろしいでしょうか。

(全員了解)

それでは、本日の審議は終了とさせていただきます、会長の任を降ろさせていただきます。ありがとうございました。

【飯田課長】

楠原会長大変ありがとうございました。委員の皆様におかれましては長時間の審議ありがとうございました。

本日ご審議いただきました基本計画案につきましては、食育推進計画とも整合を図りながら、委員のみなさま方にも情報を提供しながら、体裁を整えた上で3月下旬に公表というスケジュールを考えておりますので今後ともよろしくお願いします。

なお、次回の審議会は来年度となりますが、年度末には日程等照会させていただきます。以上をもちまして閉会とさせていただきます。